

## 大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員給与規程

制 定 令和4.3.31 規程 374

### (趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則(以下「無期雇用教職員就業規則」という。)第2条に規定する無期雇用教職員(以下「無期雇用教職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (再雇用者の給与)

第2条 無期雇用教職員就業規則第4条による再雇用者の給与については、再雇用される直前に支給された給料月額とする。

### (準用)

第3条 無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)の適用を受ける者の例による。

2 無期雇用教職員就業規則第4条により再雇用された無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、大阪公立大学工業高等専門学校フルタイム有期雇用教職員給与規程及び大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程を準用する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### (大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員の給与に関する規程の廃止)

2 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員の給与に関する規程(平成31年規程第133号)は、廃止する。

### (定義)

3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高専無期雇用教職員等就業規則 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則をいう。
- (2) 高専無期雇用教職員給与規程 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員の給与に関する規程をいう。
- (3) 移行無期雇用教職員 無期雇用教職員就業規則附則第6項に定める移行無期雇用教職員をいう。
- (4) フルタイム有期雇用教職員給与規程 大阪公立大学工業高等専門学校フルタイム

有期雇用教職員給与規程をいう。

- (7) パートタイム有期雇用教職員給与規程 大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程をいう。

**(高専無期雇用教職員等就業規則適用者の給料等の取り扱い)**

- 4 無期雇用教職員就業規則附則第4項の適用を受ける移行無期雇用教職員（以下「再雇用以外の移行無期雇用教職員」という。）のうち、施行日の前日に高専無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者（フルタイム契約職員（大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則別表第2に定める者であって、同規則第3条第4項に該当する者に限る。以下「専門役」という。）であった者を除く。）の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用教職員給与規程附則第3項及び第4項並びにパートタイム有期雇用教職員給与規程附則第3項及び第4項の規定を準用する。
- 5 再雇用以外の移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の施行日における給料は、施行日の前日に受けていた給料に高専無期雇用教職員給与規程第2条の例により加給を行った額とする。

**(再雇用高専無期雇用教職員等就業規則適用者の給料等の取り扱い)**

- 6 無期雇用教職員就業規則附則第5項の適用を受ける移行無期雇用教職員（以下「再雇用移行無期雇用教職員」という。）のうち、施行日の前日に高専無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者（専門役であった者を除く。）の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用教職員給与規程附則第3項及び第4項並びにパートタイム有期雇用教職員給与規程附則第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 再雇用移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の施行日における給料は、施行日の前日に受けていた給料とする。

**(専門役であった者の加給)**

- 8 再雇用以外の移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の給料については、第3条の規定にかかわらず、無期雇用教職員就業規則第4条により再雇用されるまでの間、高専無期雇用教職員給与規程第2条の例により加給することができる。